

災害への備えは大丈夫ですか？

～計画的な備えと対応のすすめ～



冠水した農地から、河川へつながる水路へ水が流れる様子（冠水当日午後） H29.10.23 14:23

近年、日本各地で、これまでの想定を超える自然の猛威に見舞われることが増えてきています。滋賀県でも、平成29年の超大型の台風21号により、東近江市にある観測所で日降水量が観測史上

1位（217mm）を記録し、局地的な豪雨となりました。この集中的な豪雨により竜王町では、河川の水位が上昇し、堤防が決壊しました。

決壊のあった地域では、約150haもの広範囲の土地が水に浸かり、田畑の作物や家屋が浸水の被害を受けました。

また、油を使用していた工場も水没したため、工場内の油槽の油が付近一帯（約40ha）に流出し、日野川から琵琶湖まで流れるという事案が発生しました。



農地、集落、工場等が水没 H29.10.23

この事案をみると、油の流出などを未然に防ぐために、機器の操作ミスを想定することに留まらず、今後は、自然の猛威などの外部要因も想定し、備えることの必要性が示唆されていると言えます。

水害・土砂災害など、まずは事業場の自然災害リスクを確認！ 現状の災害リスクに応じた対策、被害軽減について検討してください。

リスクの想定例

- ・油や有害物質の流出
- ・設備や機器への被害
- ・水没による水蒸気爆発
- ・電源喪失に伴う設備の制御不能など

対応策の検討例

- ・土嚢などの資材の準備
- ・浸水を防ぐ構造物の設置
- ・油等の貯留設備の配置や運用の要領
- ・緊急時の油の移送（浸水影響を受けない先へ）
- ・想定訓練 など

事業内容により、それぞれに想定し、対応策をご検討ください。

あなたの事業場が、どのような条件のもと、
操業しているか確認してください。

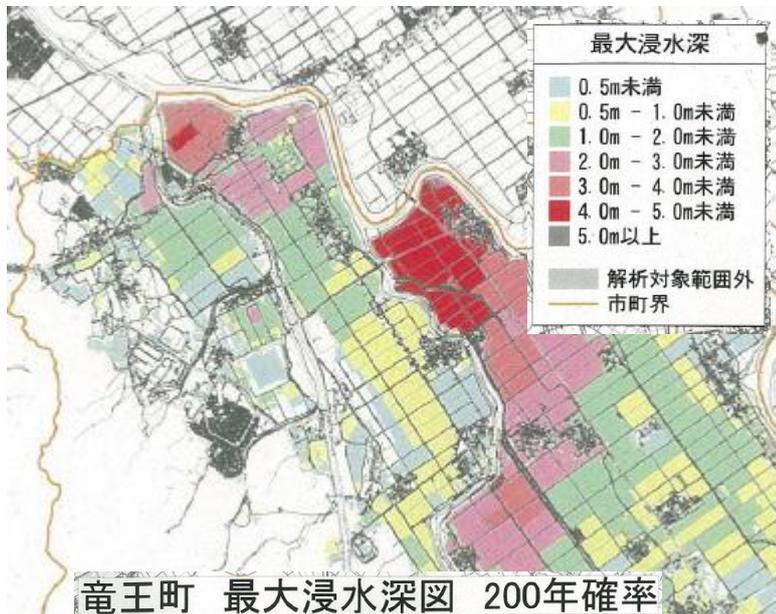
浸水被害への備え

たとえ自然災害であっても、被害が生じてから考えると、想定可能な被害であった。事前の備えができていなかったために、2次的な被害が発生してしまった。・・・など、被災者が、加害者になってしまうおそれがあります。

もしもに備えて、施設の改善や対応策を検討し、計画的に対応を進めてください。

浸水の被害に備えるために、まずは、事業場の災害リスクについて調べてみましょう。

浸水が想定されているエリアについて（地先の安全度マップ）



地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。

大雨が降った場合に想定される浸水深さを表した図を市町単位で掲載しています。（左の図は、竜王町の例です。）

地先の安全度マップは、滋賀県流域治水の推進に関する条例では、「想定浸水深」と表現しています。

（滋賀県流域治水の推進に関する条例第8条）

10年に一度程度降る雨（概ね1時間に50mm）、100年に一度程度降る雨（概ね1時間109mm）200年に一度程度降る雨（概ね1時間に131mm）が発生し

た場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧ください。

大雨が降ると集落内やその周辺を流れる水路や農業用排水路など、小さな川や水路があふれる場合があります。また、さらに雨が降り続けると大きな川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生することも想定されます。 滋賀県防災情報マップのホームページ [http:// shiga-bousai.jp/dmap/top/index](http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index)

★油が流出した場合には、水質汚濁防止法上の措置として、まず、次の対応が必要です。

水質汚濁防止法の特定事業場、貯油施設を有する事業場は、河川等への油の流出等の事故が生じた場合、応急の措置を講じるとともに、事故の状況や措置の概要を知事（環境事務所あて）に届け出なければなりません。（事故時の措置：水質汚濁防止法第14条の2）

その他に、関係する市町、消防等の行政機関、下流等の利害関係者への連絡も重要です。

2次的な被害を最小限にするためにも、自主的な備えを進めていただくようお願いします。

問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 TEL 077-528-3357（大津市内にあっては、大津市環境部環境政策課 077-528-2735）
南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所 湖北環境事務所 高島環境事務所
077-567-5444 0748-63-6133 0748-22-7758 0749-27-2255 0749-65-6650 0740-22-6066